2　免許状の申請方法及び必要書類等について

（1）　免許状の申請方法について

ア　県立学校、国立学校及び私立学校の教員

申請者 → 学校長 → 福岡県教育委員会

イ　市町村（学校組合を含む、福岡市及び北九州市を除く。）立学校の教員

申請者 → 学校長 → 市町村教委 → 教育事務所 → 福岡県教育委員会

ウ　福岡市及び北九州市立学校の教員

申請者 → 学校長 → 市 教 委 → 福岡県教育委員会

エ　ア～ウ以外の者

申請者 → 福岡県教育委員会

※　なお、ア～ウの者であっても、免許法第５条に基づく申請（下表の別表第１、別表第２、別表第２の２等）の場合は、エによること。

（2）　必要書類等について（○・・・必須　△・・・必要に応じて添付）

必要書類等 ＼ 申請区分	教育職員免許状授与・交付・検定申請書	履歴書	卒業証明書	学力に関する証明書（教員免許申請用の単位修得証明書）	基礎となる免許状	介護等体験の証明書	実務成績証明書	人物証明書（３ヶ月以内に発行されたもの）	身体証明書（３ヶ月以内に発行されたもの）	実地の経験及び技術に関する証明書	実務証明書	基礎資格として必要な免許状	臨時免許状授与申請副申書	学業成績証明書	特別免許状授与申請推薦書	知識経験又は技能を有する旨の証明書	合格証明書	免許状更新講習修了証明書 ※	戸籍抄本（３ヶ月以内に発行されたもの）	手数料（円）（福岡県領収証紙により納付のこと。）
福岡県ホームページ掲載様式	●	●					●	●	●		●									
大学卒業等によるもの（別表第1）	○	○	○	○	△	△	△											△		3,300
大学卒業等によるもの（別表第2、別表第2の2）	○	○	○	△								△						△		3,300
上級免許状（幼・小・中・高）（別表第3）	○	○	△	○	○		○	○	○											5,000
〃（特別支援）（別表第7）	○	○		○	○		○	○	○											5,000
〃（養教、栄教）（別表第6、別表第6の2）	○	○		○	○		○	○	○											5,000
他教科免許状（別表第4）	○	○		○	○			○	○											5,000
隣接校種免許状（別表第8）	○	○		○	○		○	○	○											5,000
実習免許状（別表第5）	○	○	△		△		△	○	○	△									△	5,000
新教育領域の追加（法第5条の2第3項）	○	○		○	○		△	△	△											3,300・5,000
自立教科等（施行規則第64条）	○	○	△	△	△		△	△	△			△						△		3,300・5,000
臨時免許状（法第5条第6項等）	○	○	○					○	○			△	○	○						3,400
特別免許状（法第5条第3項）	○	○						○	○						○	○				5,000
資格認定試験合格（法第16条の2）	○	○															○	△		3,300
免許法附則第18項に基づく栄養教諭免許状申請	○	○		○	△		○	○	○			○								5,000
免許法附則第19項に基づく幼稚園教諭免許状申請	○	○	○	○				○	○		○	○								5,000

※　平成21年4月1日以降に初めて教育職員免許状を申請する者で、所要資格（申請に必要な単位や学位、保健師免許証、教員資格認定試験に合格など）を得てから10年を経過し免許申請する場合に必要。